



次世代型社労法務システム

PKG アカウント登録手順

事前アカウント未登録者用

次世代型社労法務システムは、セキュリティ強化のため、社労法務システムを立ち上げる際に必ずパスワード入力が必要な仕様です。

そのため、**各 PC で初回のみ**、アカウント登録（メールアドレス、パスワード設定）をしていただく必要があります。

※ログインの操作は省略できません。

このご案内は、事前アカウント登録をしていないユーザー様に向けた手順となります。

1月 14 日ご担当者様宛に以下件名でご案内メールをお送りしておりますので、詳しくはそちらをご確認ください。
【日本シャルフ】重要：次世代システム 事前アカウント登録のお願い PKG ユーザー様向【次世代社労法務システム】

ご用意いただくもの

●ご契約ライセンス（PC）数分のメールアドレス

※複数のライセンス（PC）をご利用いただいている場合、同一メールアドレスでのアカウント登録はできません。

※メール受信ができますフリーアドレスでも構いません。

※登録したメールアドレスは、次世代社労法務システムに関しては、以下メールが送付されます。

- ・確認コード（アカウント登録時のみ）
- ・二段階認証を採用した場合にログインするごとに確認コード

初回設定手順

この操作は、ライセンス（PC）と社労法務システム のユーザー情報を結び付ける作業です。

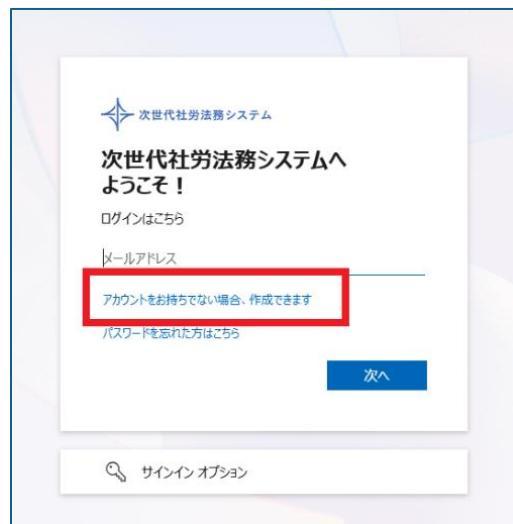
この操作は**各ライセンス（PC）で最初に1度だけ**行っていただきます。

<注意事項>

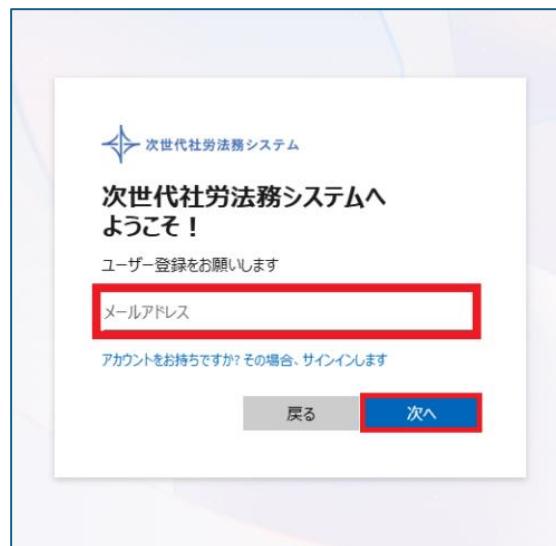
- ※ 「管理者」となる方が一番はじめにこの操作を行う必要があります。
- ※ 次世代社労法務システムアップデート後からメールアドレスおよびパスワードでのログインが必要となります。
- ※ 全員同時に構いません。管理者以外の方は、できるタイミングでそれぞれ行ってください。
- ※ 後から結び付けの解除はできますが、一番はじめに設定した「管理者」が結び付けの解除や削除をすることができます。弊社では承ることができませんのでご注意ください。

作業手順

- ① 社労法務システムを立ち上げると下のメニューが表示されるので「アカウントをお持ちでない場合、作成できます」をクリックしてください。

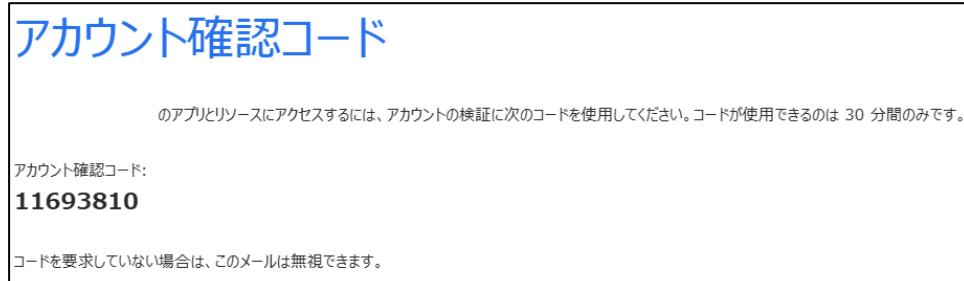


- ② 「メールアドレス」欄に、次世代社労法務システムに紐づける（ログインする）メールアドレスを入力し「次へ」をクリックしてください。

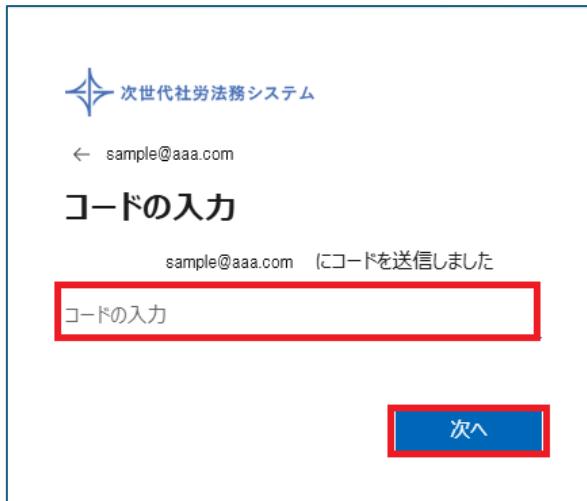


- ⑭ 入力したメールアドレス宛にアカウント確認コードが届きます。 送信元アドレスは 以下のドメインですので受信許可設定をお願いいたします。

account-security-noreply@accountprotection.microsoft.com



- ⑯ 次世代社労法務システム アカウント作成の画面に戻り、メールで届いたアカウント確認コードを入力またはコピーペーストし「次へ」をクリックします。



次世代社労法務システム

← sample@aaa.com

コードの入力

sample@aaa.com にコードを送信しました

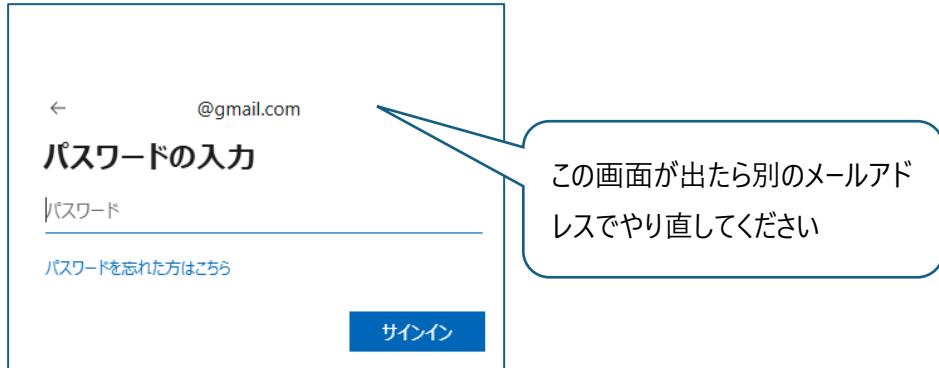
コードの入力

次へ

<先に進まない場合>

すでに登録されているメールアドレスを入力した場合、上の画面が表示されず、パスワードを求める下の画面が表示されます。

使用できるメールアドレスは 1 回のみとなりますので、一度画面を閉じて、別のメールアドレスでアカウント登録を行って下さい。



← @gmail.com

パスワードの入力

パスワード

パスワードを忘れた方はこちら

サインイン

この画面が出たら別のメールアドレスでやり直してください

- ⑯ 「詳細の追加」画面が表示されるので以下①～⑤を入力して「次へ」をクリックしてください。

詳細の追加

重要!

アカウントをセットアップするには、もう少し情報が必要です。

① パスワード
パスワード

② パスワードを再入力してください
パスワードを再入力してください

③ CustomerId
CustomerId

④ 表示名
表示名

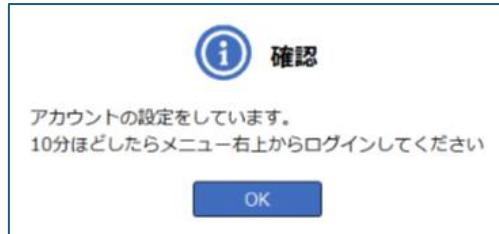
⑤ Tel
Tel

キャンセル 次へ

- ① ログイン時のパスワードを入力します。
パスワードは以下の条件を満たす文字列です。
- (1) 8 文字以上
(2) 小文字、大文字、数字、記号のうち少なくとも 3 種類を含める
- ② ①で入力したパスワードを再入力してください。
- ③ **お客様番号**を入力してください。※
- ④ アカウント一覧で表示される名を入力してください。
・日本語、アルファベット、数字すべて使用可能
・1 文字～256 文字登録可能
※アカウント一覧は管理者のみ使用可能
※管理のため表示名のルールを統一することをお勧めします。
(例：苗字を漢字で、イニシャルで 等)
- ⑤ **ご契約時の電話番号**を入力してください。
ハイフンあり、なし、どちらでも結構です。

※お客様番号は 28 または 38 から始まる 6 衡の数字です

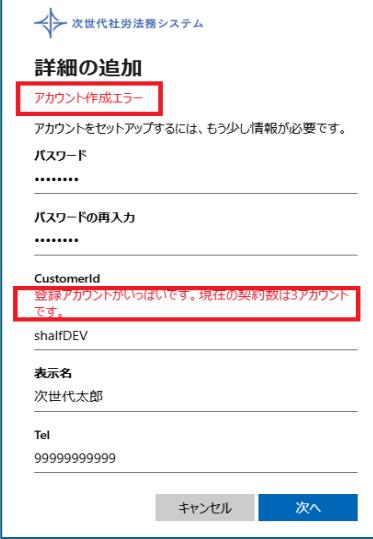
- ⑦ 登録が正常に完了すると「10 分後にログインからログインしてください」と表示されるので、10 分以上経過してからログインをしてください。



- ⑧ アカウント登録したメールアドレスとパスワードでログインをすると「アカウントと PC の紐づけが必要です。このアカウントを現在使用している PC と紐づけますか？」と表示されるので **OK** をクリックしてください。
社労法務システムにログインしお使いいただけます。



<FAQ 想定される質問集>

	質問	回答
1	契約している電話番号がわからない。	次世代社労法務システムプロジェクト宛に メール または お問合せフォーム にてお問合せください。
2	契約しているライセンス数がわからない。	次世代社労法務システムプロジェクト宛に メール 11 お問合せフォーム にてお問合せください。
3	登録するメールアドレス宛に何か案内が届くか。	次世代社労法務システムに関しては、確認コードと登録完了メールが送付されるのみとなります。 確認コードが送信されるのは以下のタイミングです。 ●初回アカウント登録時 ●二段階認証設定を行った場合、社労法務システムログイン時に毎回
4	契約しているライセンス数以上にアカウント登録をしようとしたらメッセージが出るか。	詳細の追加画面で入力後に「次へ」をクリックすると「アカウント作成エラー」「登録アカウントがいっぱいです。現在の契約数は●アカウントです。」と表示され、アカウント登録ができません。
		
5	確認コードが届かない。	確認コードはすぐに送信されますので、届かない場合の原因としては以下が考えられます。 ●メールの受信設定 以下のアドレスを受信できる設定にしてください。 account-security-noreply@accountprotection.microsoft.com ●すでにアカウント登録済のメールアドレスである。 ●入力したメールアドレスが違う。 コード入力画面に入力したメールアドレスが表示さ 12

		<p>ので、間違いないか確認してください。間違っていた場合は、「←」アイコンをクリックし、ひとつ前の画面に戻って正しいメールアドレスを入力してください。</p> 
6	すでにアカウント登録がされているパソコンで、再度アカウント登録をしようとしたらどうなりますか？	既にアカウント登録がされているため、ログインとみなされ、ログインパスワード入力画面が表示されます。再度のアカウント登録はされません。
7	次世代社労法務システムリリース後、ライセンス数減少をした場合はどうなるか	削除するパソコンでアカウント登録された情報を「管理者メニュー」で削除いただく必要があります。操作手順は「管理者用操作マニュアル」に記載しております。
8	ライセンス追加をしたらアカウント登録が必要なのか	はい、必要です。追加パソコンから、最初に社労法務システムを立ち上げる際にアカウント登録の画面が表示されます。
9	管理者が代わったらどうしたらいいか	管理者として社労法務システムにログインし、管理者メニューから管理者権限の付け替えをしていただけます。詳しい操作手順は、管理者用操作説明書に記載しております。
10	CustomerID（お客様番号）または電話番号を誤って入力した場合はどうなりますか。	アカウント登録完了の条件として、CustomerID（お客様番号）と電話番号のいずれも一致することが必要となります。どちらかが一致しない場合およびどちらも一致しない場合はアカウント登録がエラーになりアカウント登録が完了しません。もう一度正しい情報でアカウント登録を行ってください。
11	メールアドレスを入力しているが画面が進まない。	最初の画面で「アカウントをお持ちでない場合、作成できます」の文字をクリックいただいているでしょうか。一度画面を閉じてはじめからやり直してください。 14

		 次世代社労法務システム 次世代社労法務システムへ ようこそ！ ログインはごちら メールアドレス <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">アカウントをお持ちでない場合、作成できます</div> パスワードを忘れた方はごちら 次へ
12	アカウント登録をしたがやり直したい。 アカウント登録したメールアドレスを変更したい。	管理者用メニューにて、登録されたアカウント情報を削除し、再度一からアカウント登録を行ってください。 詳しい操作手順は、管理者用操作説明書に記載しております。
13	メールアドレスは後から変更できるか。	メールアドレスだけを変更するということはできませんので、管理者用メニューにて、登録されたアカウント情報を削除し、新しいメールアドレスで再度一からアカウント登録を行ってください。 詳しい操作手順は、管理者用操作説明書に記載しております。
14	アカウント登録をせずに社労法務システムを使い続けることはできるか。	できません。次世代型社労法務システムの仕様上、アカウント登録は必ずしていただく必要がございます。